2018年3月26日 第216期

国務院 自由貿易試験区において行政法規、国務院文件および国務院より 批准される部門規定を暫定的に調整することに関する決定(2017年)

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

2017年12月25日、国務院は「自由貿易試験区において関連する行政法規、国務院文書、国務院が批准した部門規定を暫定的に調整することに関する決定」(国発[2017]57号、以下「57号通知」)を公布しました。自由貿易試験区において、11部門の行政法規、2件の国務院文書、2件の国務院批准部門規章を一時的に調整することを決定しました。57号通知は自由貿易試験区におけるネガティブリスト管理をさらに改善し、改革開放措置の円滑な実施を推進することを目的としています。

1. 政策の背景

2017年、自由貿易試験区の範囲は上海市、天津市、広東省、福建省の4か所から遼寧省、浙江省、河南省、湖北省、四川省、陝西省、重慶市を含む11か所に拡大されました。同年、「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)2017年版」(以下、「自由貿易試験区ネガティブリスト」)と「外商投資産業指導目録(2017年版)」(以下、「産業指導目録」)もそれぞれ発表されています。これまで4つの自由貿易試験区において既に調整された政策を他の自由貿易試験区に拡大し、更新された自由貿易試験区ネガティブリストの内容を徹底することを狙いとし、自由貿易試験区における規定を暫定的に調整することを決定しました。

【図表1】 自由貿易試験区 (FTZ) における外資参入政策の推移

上海	全国人大常委会 上海FTZにおい て行政審査批准	上海FTZ 正式成立	上海2013版 ネガティブ		国務院 国発 [2013] 51号	上海2014版 ネガティブ
FTZ 設立	の暫定的な調整 2013.08.30		リスト 2013. 09. 29		2013. 12. 21	リスト 2014. 06. 30
FTZ 地域 拡大	4 つのFTZにお いて行政審査批 准の暫定的な調 整 2014.12.28	17.7	2015版	商務部 外商投資届出 管理方法 2015,04,08	国発[2016]41号 2016.07.19	-
FTZ 地域	遼寧、浙江、河 南、湖北、四 川、陜西、重慶	国務院弁公庁 2017版 ネガティブ	2017版 外商投資産業 指導目録	2015.04.08 外資増加を促 進する若干の 措置に関する 通知	国発[2017]57号	
再拡大	FTZ成立 2017. 03. 31	リスト 2017. 06. 16	2017. 06. 29	2017. 08. 18	2017. 12. 25	



MUFG: Bank(China)実務・制度ニュースレター 2018 年 3 月 26 日 第 216 期

2. 政策の内容

今回の政策調整によって、上海、天津、広東、福建自由貿易試験区において既に調整された9項目(下記図表2ご参照)の内容を新設された自由貿易試験区に拡大すること、7項目(下記図表3ご参照)の内容を全ての自由貿易試験区に適用することが発表されました。今回調整された16項目には航空業、娯楽業、金融業、観光業、教育、軌道交通などの内容が含まれています。

【図表2】拡大された9項目の主要な内容抜粋

- 国際船舶登記制度の革新を加速させ、対等原則に基づき徐々に船級への参入を開放する
- 包装装飾印刷品の印刷経営活動のほか、その他の印刷品を印刷する経営活動に従事する外資企業の 設立を許可する
- 外国投資者が独資で航空運送販売代理企業及び航空貨物運輸・倉庫貯蔵、地上サービス、機内食、 駐車場のプロジェクトに投資・設立することを許可する、一般航空機整備の持分支配制限を緩和する、 外資の航空機整備が国際整備市場業務を請負わなければならないとの要求を取消す
- 外商投資企業の認証機構資質に対する特別要求(外国側投資家がその所在国家もしくは地域の認可機構の認可を取得していること、3 年以上の認証活動の業務経歴を有していること)の実施を一時的に停止する
- 外国投資者が独資での娯楽施設の設立を許可する(自由貿易試験区内でのサービス提供のみ)
- 経営性中外合作企業が開設する研修機構に対する管理弁法は国務院教育主管部門が関連部門と共 に制定する
- 自由貿易試験区において登録し条件に合致する外商投資旅行社が中国内地居住者向けに海外旅行 業務(台湾地区を除く)を経営することを許可する
- 中国において直販会社を経営するにあたって、外国投資家が3年以上、中国国外において直販活動 に従事した経験を有していなければならないという要求を一時的に停止する
- 外国投資者が独資の形式でガソリンスタンドの建設、経営に従事することを許可する

【図表3】全ての自由貿易試験区に適用が発表された7項目の主要な内容抜粋

- 外国投資者の独資による国際船舶運送、国際船舶管理、国際海運貨物の積み卸し、国際海運コンテナステーションおよびヤード企業の設立を許可し、外国投資者が合弁、合作の形式で公共国際船舶代理業務に従事することを許可し、外国側持分比率は51%まで緩和する
- 稲、小麦、トウモロコシの買付、卸売に対する制限を取消す
- 外国投資者が独資で 6トン級 9 座以下の汎用航空機の設計、製造及び修理に従事することを許可、3トン級及びそれ以上のヘリコプターの設計及び製造の投資比率に対する制限を取消す
- 外商投資都市軌道交通プロジェクトの設備に対する国産化比率が70%を下回らないとの制限を取消す
- 外国投資者がインターネット利用サービスを提供する営業場所に投資することを許可する
- 外資銀行営業性機関が人民元業務を行うことに対する開業年限の制限を取消す
- 外国投資家、台湾地区の投資家が独資で公演マネジメント機構を設立し、自由貿易試験区の所在する 省、直轄市にサービスを提供することを許可する



2018年3月26日第216期

3. 企業への影響

57 号通知の発表によって、航空業、娯楽業、金融業、観光業、教育、軌道交通などに対する規制緩和が進んでいます。57 号通知の内容はサービス業の対外開放に関するものが多く、サービス業の参入制限を緩和することで中国におけるサービス業のレベル向上を図りたい当局の狙いがあるものと思われます。

自由貿易試験区で展開される試験政策は試行終了後、全国へ拡大される傾向もあり、全国エリアでの緩和が期待されます。引続き動向を注視の上、随時情報展開させて頂きます。

以上



以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文

国务院

关于在自由贸易试验区暂时调整 有关行政法规、国务院文件和经国务院批准 的部门规章规定的决定

国发[2017]57号

各省、自治区、直辖市人民政府,国务院各部委、各直属机构:

为保障自由贸易试验区有关改革开放措施依 法顺利实施,国务院决定,在自由贸易试验 区暂时调整《中华人民共和国船舶登记条例》 等11部行政法规、《国务院办公厅转发国家计 委关于城市轨道交通设备国产化实施意见的 通知》、《国务院办公厅关于加强城市快速轨 道交通建设管理的通知》2件国务院文件以及 《外商投资产业指导目录(2017年修订)》、《外 商投资民用航空业规定》2件经国务院批准的 部门规章的有关规定(目录附后)。

国务院有关部门和上海市、广东省、天津市、福建省、辽宁省、浙江省、河南省、湖北省、重庆市、四川省、陕西省人民政府要根据有关行政法规、国务院文件和经国务院批准的部门规章的调整情况,及时对本部门、本省市制定的规章和规范性文件作相应调整,建立与试点要求相适应的管理制度。

根据自由贸易试验区改革开放措施的试验情况,本决定内容适时进行调整。

附件:国务院决定在自由贸易试验区暂时调整有关行政法规、国务院文件和经国务院批准的部门规章规定目录

国务院 2017年12月25日 (此件公开发布)

日本語参考訳

国務院

自由貿易試験区において関連する行政法規、国務院文書、国務院が批准した部門規定を暫定的に調整することに 関する決定

国発[2017]57号

各省、自治区、直轄市人民政府、国務院各部委、各直属機 構:

自由貿易区における改革開放措置の円滑な実施を推進するため、国務院は、自由貿易試験区における「中華人民共和国 船舶登記条例」など 11 部の行政法規、「国務院弁公庁 国家計画委員会 都市軌道交通設備の国産化に関する実施意見の通知」、「国務院弁公庁 都市快速軌道交通建設管理を強化することに関する通知」の 2 件の国務院文書、「外商投資産業指導目録(2017 年改定)」及び「外商投資民間航空業規定」の 2 件の国務院より批准される部門規定を一時的に調整することを決定した(リストは文末に掲載)。

国務院関連部門および上海市、広東省、天津市、福建省、遼寧省、浙江省、河南省、湖北省、重慶市、四川省、陝西省人民政府は関連行政法規、国務院文書および国務院より批准された部門規定の調整に従い、遅滞無く本部門、本省市が制定する規定および規範性文書を調整し、試行要求に合致する管理方法を構築する。

自由貿易試験区における改革開放措置の試行状況に基づいて、本決定内容は適時調整する。

附属資料:国務院 自由貿易試験区において暫定的に調整される関連行政法規、国務院文書および国務院より批准される部門規定のリスト

国務院 2017年12月25日 (本文書は公開公布する)



関連行政法規・国務院文書および国務院が批准した規章規定 調整状況 ◆『中華人民共和国船舶登記条例』 第2条第1項 以下の船舶は本条例の規定に基づき登記を行わなけ ればならない。 (1) 中華人民共和国国内に住所もしくは主要営業所を有する中国公 民の船舶。 (2)中華人民共和国の法律に基づき設立された主要営業場所が中 華人民共和国国内の企業法人の船舶。ただし、当該法人の登 録資本金に外国投資者による出資がある場合、中国側投資家の 関連内容の実施を一時的に停 出資額は50%を下回ってはならない。 止し、国際船舶登記制度の革 (3) 中華人民共和国政府の公務船舶および事業法人の船舶。(4) 中 新を加速させ、対等原則に基づ 華人民共和国の港湾業務監督機構が登記すべきと認識するそ き徐々に船級への参入を開放 の他の船舶。 する。国務院交通運輸主管部 門が関連管理弁法を制定 ◆『中華人民共和国船舶および海上施設検査条例』 第13条 以下の中国籍船舶は、中国船級社(China Classification Society)に入級検査を申請しなければならない。 (1) 国際航行に従事する船舶 (2)海上航行の乗客定員が100 人以上の客船 (3) 積載重量が1000トン以上の油船 (4)RO-RO 船、液化ガス運輸船およびバルクケミカル運輸船 (5) 船舶所有者もしくは経営者が入級を要求するその他の船舶 ◆『印刷業管理条例』 関連内容の実施を一時的に停 止し、その他の印刷品を印刷す 第14条 国家は、中外合弁経営の印刷企業、中外合作経営の印刷 企業の設立を許可し、包装装飾印刷品の印刷経営活動に従事する る経営活動に従事する外資企 外資企業の設立を許可する。具体的な弁法は国務院の出版行政部 業の設立を許可する。国務院新 門が国務院対外経済貿易の主管部門とともに制定する。 聞出版主管部門が関連管理弁 法を制定 ◆『外商投資民用航空業規定』 関連内容の実施を一時的に停 第4条第1項 外商投資方式は以下を含む。 止し、外国投資者が独資の形式 (1)合弁、合作経営(以下「合同経営」という)、 で航空運送販売代理企業及び (2) 民間航空企業の持分購入で、民間航空企業が国外で発行した 航空貨物運輸・倉庫貯蔵、地上 株式および国内で発行した上場外資株を含む、 サービス、機内食、駐車場のプ ロジェクトに投資・設立すること (3) 批准を経たその他の投資方式。 を許可する、外商投資の一般航 3 第6条第4項 外商投資の航空機整備(国際整備市場業務を請け負 空機整備は中国側持分支配と う義務を有する)および航空燃料プロジェクトは、中国側当事者が持 いう制限を緩和する、外商投資 分支配する。貨物運輸・倉庫貯蔵、地上サービス、航空食品、駐車 の航空機整備が国際整備市場 場等のプロジェクトの、外国投資者出資比率は中外当事者双方が 業務を請け負う義務の要求を取 協議で決定する。 消す。国務院民間航空主管部 門が関連管理弁法を制定 ◆『中華人民共和国認証認可条例』 第11条第1項 外商投資企業が認証機構の資質を取得する場合、 外商投資企業の認証機構資質 本条例第10条が規定する条件に合致していなければならないほ の特別要求の実施を一時的に か、以下の条件にも合致していなければならない 停止する。国務院質量監督検 (1) 外国側投資家がその所在国家もしくは地域の認可機構の認可 査検疫主管部門が関連管理弁 を取得していること 法を制定 (2) 外国側投資家が3 年以上の認証活動従事の業務経歴を有して いること

2018年3月26日第216期

5

6

◆『娯楽場所管理条例』

第6条 外国投資家は、中国投資家と法に基づき中外合弁経営、中外合作経営の娯楽施設を設立することができ、外国投資者の独資経営の娯楽施設は設立してはならない。

関連内容の実施を一時的に停止し、外国投資者の独資経営の 娯楽施設の設立を許可する(自由貿易試験区内のサービス提供のみ)、国務院文化主管部門 が関連管理弁法を制定

◆『中華人民共和国中外合作学校運営条例』

第60条 工商行政管理部門で登記・登録する経営性の中外合作で開設する研修機構の管理弁法は、国務院が別途規定する。

関連内容の実施を一時的に停止する。国務院教育主管部門 が関連部門とともに関連管理弁 法を制定

◆『旅行社条例』

第23条 外商投資旅行社は中国内地居住者の出国旅行業務および香港特別行政区、マカオ特別行政区および台湾地区の旅行業務を経営してはならず、ただし、国務院が決定したもしくは我が国が締結した自由貿易協定および内地と香港、マカオのさらなる緊密な経済貿易関係を構築する手配に関して別途規定がある場合を除く。

関連内容の実施を一時的に停止し、自由貿易試験区において登録し条件に合致した外商投資旅行社が中国内地居住者の出国旅行業務(台湾地区を除く)を経営することを許可する。 国務院旅行主管部門が関連管理弁法を制定

◆『直販管理条例』

第7条 直販会社となることを申請する場合、以下の条件を有さなければならない

(1)投資家は良好な商業的信用を有し、申請提出前に連続して5年間重大な違法経営記録がない、外国投資家は中国国外において直販活動に3年以上従事した経験を有さなければならない、

- (2) 実際払込登録資本金は8.000 万元を下回らない、
- (3)本条例の規定に基づき指定銀行に十分な額の保証金を払い込んだ、
- (4) 規定に基づき情報の報告・届出および開示制度を構築した。
- ◆『外商投資産業指導目録(2017年改定)』

外商投資を制限する産業の目録

24.ガソリンスタンド(同一の外国投資家が30 カ所を超える、複数サプライヤーの異なる種類およびブランドの製品オイルを販売するガソリンスタンドチェーンを設立する場合、中国側が持分支配)の建設、経営

外国投資家が中国国外において直販活動に3年以上従事した経験を有さなければならないという要求を一時的に停止し、国務院商務主管部門が関連管理弁法を制定

関連内容の実施を一時的に停止し、外国投資者が独資の形式 でガソリンスタンドの建設、経営 に従事することを許可する。国 務院商務主管部門が関連管理 弁法を制定

◆『中華人民共和国国際海運条例』

第28条 国務院交通主管部門の批准を経て、外国投資者は関連法律、行政法規および国家のその他の関連規定に基づき、中外合弁経営企業もしくは中外合作経営企業を投資・設立し、国際船舶運輸、国際船舶代理、国際船舶管理、国際海運貨物の積み卸し、国際海運貨物の保管、国際海運コンテナステーションおよびヤード業務を経営することができ、合わせて外資企業を投資・設立して国際海運貨物の保管業務を経営することができる。

国際船舶運輸、国際船舶代理業務を経営する中外合弁経営企業について、企業における外国投資者の出資比率は49%を超えてはならない。

国際船舶運輸、国際船舶代理業務を経営する中外合作経営企業 について、企業における外国投資者の投資比率は前項の規定を参 照適用する。

中外合弁国際船舶運輸企業および中外合作国際船舶運輸企業の

関連内容の実施を一時的に停止し、外商独資の国際船舶運送、国際船舶管理、国際海運コンテカの積み卸し、国際海運コンテナステーションおよびヤード企業を設立することを許可し、外国投資者が合弁、合作の形式で公共国際船舶代理業務に従事することを許可し、外国側持分比率は51%まで緩和する



2018年3月26日第216期

董事会主席および総経理は、中外合弁、合作当事者の双方が協議 した後、中国側が指定する。 ◆『外商投資産業指導目録(2017年改定)』 外商投資を制限する産業の目録 17.国内水上輸送会社(中国側の持分支配)、国際海上運送会社 (合弁、合作に限定) ◆『外商投資産業指導目録(2017年改定)』 関連内容の実施を一時的に停 11 外商投資を制限する産業の目録 止し、稲、小麦、トウモロコシの 22.稲、小麦、トウモロコシの買付、卸売 買付、卸売に対する制限を取消 ◆『外商投資産業指導目録(2017年改定)』 関連内容の実施を一時的に停 外商投資を制限する産業の目録 止し、外国投資者が独資で6ト 9.幹線、支線航空機の設計、製造及び修理、3トン級及びそれ以上 ン級9座以下の汎用航空機の のヘリコプター及び無人機、飛行機の設計及び製造(中国側の持分) 設計、製造及び修理に従事す 12 ることを許可し、3トン級及びそ 支配) の以上のヘリコプターの設計及 10.汎用航空機の設計、製造及び修理(合弁、合作に限定) び製造の投資比率に対する制 限を取消 ◆『国務院弁公庁 国家計画委員会 都市軌道交通設備の国産化 に関する実施意見の通知』(国弁発[1999]20号) 第三部分の関連規定:都市軌道交通項目は資金源に関わらず、そ 関連内容の実施を一時的に停 の軌道車両と機電設備の平均国産化率は70%を下回らないこと。 止し、外商投資企業の都市軌 道交通項目の設備に対する国 13 ◆『国務院弁公庁 都市快速軌道交通建設管理を強化することに 産化比率が70%を下回らない 関する通知』(国弁発[2003]81号) ことを取消 第六部分の関連内容:都市軌道交通項目の設備の国産化比率を 高め、国産化率が70%を下回る項目に対し審査批准はしないこ ◆『外商投資産業指導目録(2017年改定)』 外商投資を禁止する産業の目録 関連内容の実施を一時的に停 26. インターネットニュース情報サービス、ニュースサイト、インター 止し、外国投資者がインター 14 ネット出版サービス、インターネット視聴番組サービス、インターネット ネット利用サービス営業場所に 利用サービスを提供する営業場所、インターネットコンテンツの運営 投資することを許可 (音楽を除く)、インターネット大衆公布情報サービス ◆『中華人民共和国外資銀行管理条例』 第34条第1項 外資銀行営業性機関が本条例第29条或いは第31条 で規定する業務範囲において人民元業務を経営する場合、以下に 関連内容の実施を一時的に停 あげる条件を備え、且つ銀行監督管理機構の認可を経なければな 止し、外資銀行営業性機関が人 15 らない 民元業務を経営することに対す (1)申請提出前に中華人民共和国国内において開業1年以上が経 る開業年限の制限を取消 過していること、 (2) 国務院銀行監督管理機構が規定するその他の慎重性条件 ◆『営業性演出管理条例』 関連内容の実施を一時的に停 第10条第1項、第2項 外国投資家は、中国投資家と法に基づき中 止し、外国投資家、台湾地区の 外合弁経営、中外合作経営の公演マネジメント機構、公演場所経営 投資家が独資の公演マネジメン ト機構を設立し、自由貿易試験 単位を設立することができる。中外合弁経営、中外合作経営、外資 16 経営の文芸公演団体を設立してはならず、外資経営の公演マネジメ 区の所在する省、直轄市にサー ント機構、公演場所経営単位を設立してはならない。 ビスを提供することを許可。国務 中外合弁経営の公演マネジメント機構、公演場所経営単位の設立 院文化主管部門が関連管理弁 について、中国側合弁者の投資比率は51%を下回ってはならない。 法を制定



2018年3月26日第216期

中外合作経営の公演マネジメント機構、公演場所経営単位の設立は、中国側合作者が経営主導権を擁していなければならない。 第11条第2項 台湾地区の投資家は内地で合弁、合作経営の公演マネジメント機構、公演場所経営単位を投資設立することができる。ただし、内地側合弁者の投資比率は51%を下回ってはならず、内地側合作者は経営主導権を擁していなければならない。合弁、合作、独資経営の文芸公演団体および独資経営の公演マネジメント機構、公演場所経営単位は設立してはならない。

◆『外商投資産業指導目録(2017年改定)』

外商投資を制限する産業の目録

35. 公演マネジメント機構(中国側の持分支配)

注:項目1から項目9は既に上海、広東、天津、福建自由貿易試験区において暫定的に調整され、今回の調整によってその他の自由貿易試験区にも適用されます。項目10から項目16はすべての自由貿易試験区に適用されます。

【日本語参考訳:三菱東京 UFJ 銀行(中国) 中国投資銀行部】

- 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様ご自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ⇒ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行(中国) 有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

